

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第3条、第4条関係）
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の162.5に引き上げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の162.5（平成28年12月にあつては、100分の170）に引き上げること。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1（平成28年12月に係る部分を除く。）は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 1(2)による改正後の期末手当（平成28年12月に係る部分に限る。）は、同月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、退職した職員であつてその者を同法に規定する被保険者とみなしたならば高年齢被保険者に該当するものに次に掲げる失業者の退職手当を支給することができることとする事とした。（第10条関係）
 - (1) 高年齢求職者給付金に相当する失業者の退職手当
 - (2) 就業促進手当等に相当する失業者の退職手当
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第10条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第5項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 給料表の改定
給料表の改定を行うこととした。（別表第1～別表第5関係）
- 2 諸手当の改定
 - (1) 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額413,300円から413,800円に、月額50,500円から50,800円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）
 - (2) 一般職の職員の交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額38,300円から35,000円に引き下げるとともに、交通機関等利用者の運賃等に係る通勤手当の全額支給限度額を月額45,000円から55,000円に引き上げることとした。（第29条関係）
 - (3) 一般職の職員の扶養手当について、子以外の扶養親族に係る手当を行政職給料表9級以上の職員等に対しては支給しないこととする事とともに、配偶者に係る手当の月額を13,000円から6,500円（行政職給料表8級の職員等にあつては、3,500円）に、行政職給料表8級の職員等に係る配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を各1人につき6,500円から3,500円に、それぞれ引き下げ、子に係る手当の月額を各1人につき6,500円から10,000円に引き上げるとともに、これに伴う所要の改正をすることとした。（第27条、第28条関係）
 - (4) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第39条関係）
 - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の85（平成28年12月にあつては100分の92.5、特定幹部職員にあつては100分の105（平成28年12月にあつては、100分の112.5））に引き上げること。
 - イ 再任用職員においては、100分の40（平成28年12月にあつては100分の42.5、特定幹部職員にあつては100分の50（平成28年12月にあつては、100分の52.5））に引き上げること。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)は平成29年1月1日から、2(3)及び(4)（平成28年

12月に係る部分を除く。)は同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

- (2) 1による改正後の給料月額及び2(1)による改正後の初任給調整手当は平成28年4月1日から、2(4)による改正後の勤勉手当(平成28年12月に係る部分に限る。)は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
- (4) 平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置を講ずることとした。(附則第5項、第6項、第10項関係)
- (5) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第7項関係)
- (6) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第8項関係)
- (7) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第9項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第74号)

1 給料表の改定

給料表の改定を行うこととした。(別表第1～別表第3関係)

2 諸手当の改定

- (1) 市町村立学校職員の交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額38,300円から35,000円に引き下げるとともに、交通機関等利用者の運賃等に係る通勤手当の全額支給限度額を月額45,000円から55,000円に引き上げることとした。(第24条関係)
- (2) 市町村立学校職員の扶養手当について、配偶者に係る手当の月額を13,000円から6,500円(特定教育職4級職員にあっては、3,500円)に、特定教育職4級職員に係る配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を各1人につき6,500円から3,500円に、それぞれ引き下げ、子に係る手当の月額を各1人につき6,500円から10,000円に引き上げるとともに、これに伴う所要の改正をすることとした。(第22条、第23条関係)
- (3) 市町村立学校職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第30条関係)
 - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の85(平成28年12月にあっては、100分の92.5)に引き上げること。
 - イ 再任用職員においては、100分の40(平成28年12月にあっては、100分の42.5)に引き上げること。

3 勤務時間及び休暇の改正

- (1) 職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって職員が現に監護するもの、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等を含むものとする。こととした。(第26条の7関係)
- (2) 要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととする。こととした。(第26条の8関係)
- (3) 職員の休暇に介護時間を新設することとした。(第26条の12関係)

4 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第26条の7関係)

5 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(1)及び3は平成29年1月1日から、2(2)及び(3)(平成28年12月に係る部分を除く。)並びに4は同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 1による改正後の給料月額は平成28年4月1日から、2(3)による改正後の勤勉手当(平成28年12月に係る部分に限る。)は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
- (4) 平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置を講ずることとした。(附則第5項、第6項関係)
- (5) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第7項関係)

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第75号)

- 1 国の例に準じて、育児休業をすることができる非常勤職員の範囲を拡大することとした。(第2条関係)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者（児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に委託をすることができない者に限る。）を、育児休業等の対象となる者とする事とした。（第2条の2関係）
- 3 国の例に準じて、育児休業の承認が取り消された後、当該承認に係る子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合についても、再度の育児休業をすることができる事とした。（第3条関係）
- 4 国の例に準じて、育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該承認に係る子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合についても、再度の育児短時間勤務をすることができる事とした。（第11条関係）
- 5 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条の2関係）
- 6 その他所要の整備をすることとした。（第2条、第2条の3、第2条の4、第3条、第11条関係）
- 7 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。ただし、5は、同年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第76号）

- 1 職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって職員が現に監護するもの、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等を含むものとする事とした。（第9条の2関係）
- 2 要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととする事とした。（第9条の3関係）
- 3 介護休暇について、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回まで分割して取得することができる事とする事とした。（第16条関係）
- 4 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設することとした。（第16条の2関係）
- 5 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第9条の2関係）
- 6 施行期日等

(1) この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。ただし、5は、同年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

(3) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。（附則第3項関係）

(4) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。（附則第4項関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第77号）

- 1 給料月額を引き上げることとした。（第5条関係）
 - 2 期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第6条関係）
- (1) 6月に支給する場合においては、100分の162.5に引き上げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の162.5（平成28年12月にあつては、100分の170）に引き上げること。
- 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2（平成28年12月に係る部分を除く。）は、平成29年4月1

日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 1による改正後の給料月額が平成28年4月1日から、2(2)による改正後の期末手当（平成28年12月に係る部分に限る。）は同月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第78号）

1 文化スポーツ部を設置し、その分掌事務を定めることとした。（第1条、第2条関係）

2 国体・障がい者スポーツ大会局を廃止することとした。（第1条、第2条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項～第5項関係）

ア 岩手県文化芸術振興基本条例

イ 岩手県スポーツ推進審議会条例

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第79号）

1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。（第7条関係）

2 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第9条関係）

(1) 6月に支給する場合には、100分の162.5に引き上げること。

(2) 12月に支給する場合には、100分の162.5（平成28年12月にあつては、100分の170）に引き上げること。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2（平成28年12月に係る部分を除く。）は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 1による改正後の給料月額は平成28年4月1日から、2(2)による改正後の期末手当（平成28年12月に係る部分に限る。）は同月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第80号）

1 県民税

法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めることとした。（平成28年改正条例附則第1条関係）

2 事業税

法人の事業税の税率の特例措置の廃止に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めることとした。（平成28年改正条例附則第1条関係）

3 地方消費税

地方消費税の税率の改正に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めることとした。（平成27年改正条例附則第1条関係）

4 自動車取得税

自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めることとした。（平成28年改正条例附則第1条関係）

5 自動車税

(1) 環境性能割の導入に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めることとした。（平成28年改正条例附則第1条関係）

(2) 平成29年4月1日に施行することとされている、次に掲げる同日から平成31年3月31日までの期間に取得された自動車に係る環境性能割の特例措置に係る規定を削除することとした。（平成28年改正条例表4の項関係）

- ア 税率及び課税標準に係る特例措置
 - イ 対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認める自動車に係る環境性能割の納税義務を免除する特例措置
- (3) 現行の自動車税を種別割に改める改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めることとした。(平成28年改正条例附則第1条関係)
- (4) 次に掲げる自動車税の特例措置について、所要の整備をすることとした。(平成28年改正条例表3の項関係)
- ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置
 - イ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置
 - ウ 対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認める自動車を取得した場合における当該自動車に係る取得年度及び翌年度分の納税義務を免除する特例措置

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第81号)

1 次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。(別表第7関係)

- (1) 技能試験免除者大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (2) 特定失効者等大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (3) 準中型免許再試験手数料
- (4) 準中型車講習手数料
- (5) 準中型免許初心運転者講習手数料
- (6) 臨時高齢者講習手数料
- (7) 小型特殊免許臨時高齢者講習手数料
- (8) 特定任意臨時高齢者講習手数料

2 次に掲げる手数料の額を減額することとした。(別表第7関係)

- (1) 大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (2) 大型、中型又は準中型免許技能検定員審査手数料
- (3) 大型、中型又は準中型免許教習指導員審査手数料
- (4) 大型車、中型車又は準中型車講習手数料
- (5) 高齢者講習(75歳未満)手数料
- (6) 高齢者講習(75歳以上)手数料(内閣府令で定める基準に該当するものである場合にあっては、増額)
- (7) 小型特殊免許高齢者講習(75歳未満)手数料
- (8) 小型特殊免許高齢者講習(75歳以上)手数料(内閣府令で定める基準に該当するものである場合にあっては、増額)
- (9) 特定任意高齢者講習(75歳未満)手数料
- (10) 特定任意高齢者講習(75歳以上)手数料(内閣府令で定める基準に該当するものである場合にあっては、増額)

3 大型自動車、中型自動車又は準中型自動車検査手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)

4 その他所要の改正をすることとした。(別表第7関係)

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年3月12日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)